

回 覧 令和元年7月15日（三股町）代表 ☎ 52-1111

・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

◎ 読んだらすぐ隣へ回しましょう

- | 【分類】   | 【No.】           | 【内容】                                |  |
|--------|-----------------|-------------------------------------|--|
| <募集>   | 1. 2            | ◆町職員採用試験を実施します                      |  |
|        | 3               | ◆「体験で学ぶ民泊セミナー」の受講者を募集します            |  |
|        | 4               | ◆「第145回みまたん駅前よかもん市（朝市）」を開催します       |  |
| <催し>   | 4               | ◆「第145回みまたん駅前よかもん市（朝市）」を開催します       |  |
|        | 4               | ◆「三股町文化賞・功労賞」の候補者、候補団体をご推薦ください      |  |
| <お知らせ> | 4               | ◆「三股町文化賞・功労賞」の候補者、候補団体をご推薦ください      |  |
|        | 5               | ◆木造住宅の耐震診断・耐震改修費用の一部を補助します          |  |
|        | 6               | ◆ブロック塀などの除却費用を補助します                 |  |
|        | 7               | ◆『建物の色』の調査を行います<br>◆交通安全運転研修会を実施します |  |
|        | 8               | ◆「2019エコロジーボランティアinみまた」の参加者を募集します   |  |
|        | <保健と福祉><br>(一般) | ◆消費生活セミナーを開催します                     |  |
|        |                 | 9                                   | ◆家内労働（内職）情報をお知らせします                    |
|        |                 | 9                                   | ◆国民健康保険被保険者証の切り替えを行います                 |
|        |                 | 10                                  | ◆国民健康保険限度額適用認定証などの申請と更新をお願いします         |
|        |                 | 11                                  | ◆正しい理解こそが結核対策の第一歩です<br>◆被爆二世健康診断を実施します |
|        |                 | 12                                  | ◆「福祉の仕事就職面接・相談会」を開催します                 |



- | 【分類】             | 【No.】 | 【内容】  |
|------------------|-------|---|
| <保健と福祉><br>(高齢者) | 1 2   | ◆80歳以上の人に敬老祝い金を支給します  |
|                  | 1 3   | ◆介護未経験者向け基礎講座の受講者を募集します   |
|                  | 1 4   | ◆「いきいき健康教室」を開催します   |
| <農林畜産業関連>        | 1 4   | ◆毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒の日です」   |
|                  | 1 5   | ◆8月の農業用廃棄プラスチック処理業務内容をお知らせします   |
|                  | 1 6   | ◆サトイモ疫病対策にご協力ください<br>◆サトイモ疫病対策に係る支援事業を行います                                      |
|                  | 1 7   | ◆「殿岡生活改善センター」をご利用ください<br>◆休耕田での加工用米と新規需要米（WCS用稲など）の肥培管理をお願いします                  |
| <相談>             | 1 8   | ◆「人権相談」を実施します<br>◆「行政相談」を実施します  |
|                  | 1 9   | ◆町福祉・消費生活相談センター<br>「消費生活無料法律相談」を実施します<br>◆「無料法律相談」を実施します<br>◆「ふれあい福祉相談」を実施しています |

## ◆ 町職員採用試験を実施します

町では、令和元年度の町職員採用試験を次のとおり実施します。

### 1. 採用試験の種類、職種、採用予定人員・職務の内容

種類	職種	採用予定人員	職務の内容
初級	一般事務(A)	若干名	町長部局などに勤務し、一般事務に従事します。

### 2. 受験資格（学歴は問いません）

#### (1) 年齢

試験の種類	受験資格
初級	平成元年4月2日～平成14年4月1日までに生まれた人

#### (2) 次のいずれかに一つでも該当する人は受験できません。

- (ア) 日本国籍を有しない人
- (イ) 成年被後見人または被保佐人（準禁治産者を含む）
- (ウ) 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの人
- (エ) 三股町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (オ) 日本国憲法施行の日以後、日本国憲法またはそのもとに成立した政府を、暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

### 3. 試験の日時、場所および合格発表

試験	試験の日時	試験場	合格発表
1次試験	9月22日(日) 午前7時30分 受付開始 午前8時10分 着席 午前8時30分 試験開始 午後1時10分 試験終了	・町役場 ・町総合福祉センター「元気の杜」 ・町中央公民館	10月上旬に役場前掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。
2次試験	10月中～下旬に1次試験合格者に対して行います。	・町役場	11月中～下旬に役場前掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

(注) 1次試験合格者は、10月上旬に町の公式サイトに掲示します。

### 4. 試験の方法

高等学校卒業程度の試験(初級試験)を次のとおり実施します。

試験	試験科目	内容
1次試験	教養試験	時事、社会、人文に関する一般知識に関する問題(13問)（「自然に関する一般知識」）の出題はありません） 文章理解、判断、数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題(27問)
	職場適応性検査	職務や対人関係に関連する性格の面から職場への適応性をみるもの
	作文試験	表現力、課題に対する理解力その他の能力についての記述式による筆記試験
2次試験	人物試験	面接試験



## 5. 受験手続

### (1) 申込用紙請求先など

- ア. 申込用紙の交付場所  
町役場 総務課 職員係 (2階 ①番窓口)
- イ. 郵便による申込用紙の請求方法  
請求先 〒889-1995  
宮崎県北諸県郡三股町五本松1番地1 三股町役場 総務課 職員係

封筒の表に「**受験申込書 請求**」と朱書きし、**140円切手**を貼った宛先明記の**返信用封筒 (A4判が入る大きさの封筒)**を必ず同封し、町役場 総務課 職員係に請求してください。

なお、**郵送にかかる往復の日数を十分考慮してください。**

### (2) 申込用紙の提出先・申込手続

- ア. 提出先  
〒889-1995 宮崎県北諸県郡三股町五本松1番地1  
三股町役場 総務課 職員係 (2階 ①番窓口)

イ. 申込手続  
所定の申込用紙に必要事項 (申込用紙の「郵便はがき」欄に、受験者の氏名と住所を忘れずに書いてください) を記入して、3カ月以内に撮影した写真と**62円切手**を所定の位置に貼って提出してください。写真の貼っていないもの、職種の記入のないものは、受け付けることができない場合がありますので注意してください。

(注) 郵送する場合は必ず郵便局の窓口で**簡易書留郵便**にしてください。その際、郵便局窓口で交付される「**書留郵便物受領証**」は、受験票が到着するまで大切に保管しておいてください。なお、封筒の表には、「**三股町職員採用試験受験**」と朱書きしてください。

### (3) 受付期間

<b>7月16日(火)～8月5日(月)</b>	
○町役場受付期間	午前8時30分～午後5時 (土曜、日曜と祝日は除く)
○郵送の場合	8月5日(月)までの消印のあるものに限り受け付けます。

### (4) 受験票の交付

申込書を受理した場合は、受験票を郵送します。8月26日(月)までに受験票が到着しない場合は、町役場 総務課 職員係 (☎:52-1113) に連絡してください。

## 6. 合格から採用まで

最終合格者を採用候補者名簿に登載し、その中から任命権者によって採用が決定されます。

この名簿からの採用は、原則として令和2年4月1日以降ですが、場合によっては、それ以前に採用されることがあります。

なお、**合格者は採用予定者より多く決定されますので、試験に合格しても採用されない場合があります。**

## 7. 緊急時の試験関係情報の提供

災害などによる試験日程の変更やその他の緊急連絡を、町の公式サイトと県町村会の公式サイトに掲載することがあります。アドレスは次のとおりです。

- ・町公式サイトアドレス <http://www.town.mimata.lg.jp/>
- ・県町村会公式サイトアドレス <http://www.myzck.gr.jp/>



※お申し込み・お問い合わせは、

〒889-1995  
宮崎県北諸県郡三股町五本松1番地1  
総務課 職員係 (2階 ①番窓口)  
☎:52-1113 (直通) をお願いします。



## ◆「体験で学ぶ民泊セミナー」の受講者を募集します

このセミナーは、町内に充実した宿泊施設の実現を目指すため、参考となる宿泊施設の見学・体験や、民泊制度の学習、室内インテリアコーディネート体験を通して、受講者の民泊経営への関心がさらに高まることを目的に実施します。

	日付	内容	会場
1日目	8月18日(日) 午前9時～5時	<b>須木の山里「すきむらんど」へ行こう</b> 「すきむらんど」とは、霧島ジオサイトの一つ小林市須木の小野湖とままこ滝周辺に広がる古民家や世界の山小屋などの宿泊施設を伴うレジャー施設です。大吊橋、温泉、キャンプ、かるかや など見どころいっぱい。特に、小野湖にかかる大吊橋からの眺望は迫力満点！この夏は、滝の音を聞きながら大自然を満喫しませんか。 カヤック、スタンドアップパドル(SUP)、河川プールなど体験メニューもたくさん！ お子さまと一緒に夏休みの思い出作りにどうぞ！	小林市「すきむらんど」 (バスで案内します)
2日目	8月21日(水) 午後2時～4時	<b>民泊制度を学ぼう</b> 民泊とは、住宅(戸建住宅、共同住宅等)の全部または一部を活用して宿泊サービスを提供することです。昨年6月15日に住宅宿泊事業法(民泊新法)が施行され、全国で民泊経営が可能になりました。今回、県の担当課である福祉保健部衛生管理課にお願いして、民泊の制度についてわかりやすく解説していただきます。	町まち・ひと・しごと情報交流センター「あつまい」
3日目	8月24日(土) 午後1時30分～4時30分	<b>北欧のモビール「ヒンメリ」を作ろう</b> 「ヒンメリ」とは「光のモビール」とも言われ、フィンランドに伝わる麦わらで作る多面体の伝統的な装飾品です。スウェーデン語で“天”を意味し、古くから太陽祭や、誕生祭のときなどに用いられてきました。現在では、クリスマスの装飾品などに使われ、幸運のお守りとされています。当協議会が育てた大麦のわらを使用して、「ヒンメリ」を作ってみませんか。お部屋の素敵なインテリアになります。 お子様と一緒に夏休みの作品作りにもどうぞ！	町産業会館 「コミュニティ室」

■受講料 = 無料

(ただし、1日目の食事代、保険料[一人50円程度]、体験料は自己負担)

■対象者 = 古民家型宿泊施設とレジャー施設が一体となった山あいのレジャー施設や室内インテリアに興味のある人。

(1日目、3日目は、お子さま連れの参加も可能です。)

※1日だけの参加も可能です。

■定員 = 16人(申し込み多数の場合は、申込書で選考します)

■申込締切 = 8月9日(金)

※お申し込み・お問い合わせは、

町地域雇用創造協議会 ☎: 51-5320 にお願ひします。

または、協議会の公式サイトからも申し込みできます。

「三股町地域雇用創造協議会」で検索→「申込フォーム」よりお願ひします。



催し

◆「第145回みまたん駅前よかもん市（朝市）」を開催します

期 日	7月28日（日） 【毎月第4日曜日開催】 ※雨天でも実施します（荒天中止） 雨の場合、店頭軒下と店内奥コミュニティ室で行います。
時 間	午前8時～10時30分ごろ
場 所	町物産館「よかもんや」前駐車場 （JR三股駅東隣）

今月の朝市のイベントは、みんなで楽しめるイベントを企画！！  
 毎回、人気の商品や朝市でしか買えない限定商品がたくさん販売されます。  
 さらには、「朝市で使える商品券」がもらえるポイントカードや、出店者から提供された商品が当たるお楽しみ抽選会も行います。  
 毎月第4日曜日は朝市会場で朝食を取りませんか？たくさんのご来場を心からお待ちしています。

**●商品券がもらえるポイントカードを発行します**  
 買い物をするともらえるポイント引換券を持ってポイント引換所にお越しください。引換券1枚で1ポイントがもらえます。20ポイントためると朝市で使える500円分の商品券と交換します。

**●お楽しみ抽選会**  
 ポイント引換所では、3店舗分のポイント引換券で1回ガラポン抽選を1回ひくことができます。空くじなしの運試し！！  
**『抽選会は、8時30分～10時ごろまで』**

※ごみ減量化のため、マイバッグ持参を推進しています。ご協力をお願いします。  
 ※新規出店者（出店料500円）も募集しています。  
 ※イベントなどは変更になる場合があります。詳細は町物産館「よかもんや」へ

■主催 みまたん駅前よかもん元気会

※お問い合わせは、町物産館よかもんや  
 ☎：52-3131 にお願ひします。



お知らせ

◆「三股町文化賞・功労賞」の候補者、候補団体をご推薦ください

本町では毎年、町の文化の向上・発展に多大な貢献があり、学術・芸術・技術・体育の各部門の功績が特に著しい個人と団体を表彰しています。  
 今年も11月3日（日曜・祝日）の「文化の日」に表彰式を開催するために、選考準備を進めています。  
 対象者の年齢は問いません。各部門において、皆さんの周りで全国大会優勝などすばらしい功績を挙げた人や団体がいましたら、ぜひ推薦してください。

- 表 彰 の 種 類 = 文化賞、功労賞
- 対 象 部 門 = 学術・芸術・技術・体育の4部門
- 表 彰 範 囲 = 町内在住者、出身者または縁故者や町内所在の団体
- 選 考 方 法 = 「文化賞等選考審査会」で審査します
- 表 彰 式 = 11月3日（日曜・祝日）「文化の日」に行います
- 推 薦 書 の 提 出 先 = 町立文化会館  
※推薦書用紙は町立文化会館にあります
- 提 出 期 限 = 8月31日（土）



※ お問い合わせは、  
 町立文化会館 ☎51-3462 にお願ひします。

## ◆ 木造住宅の耐震診断・耐震改修費用の一部を補助します

近年、大地震が頻発<sup>ひんぱつ</sup>しており、家屋の倒壊などによる死傷者や避難者が出ています。

こうした状況を受け、安全で安心して暮らせる住まいづくりの実現を目指し、町では1981(昭和56)年以前に建築された木造住宅の耐震性の向上を図るため、耐震診断・耐震改修の費用の一部を補助します。

より多くの町民の皆さんに木造住宅の耐震化を進めていただきたいので、補助を希望する人は、建築係までお問い合わせください。

### 1. 耐震診断

#### ■対象となる建築物＝

1981(昭和56)年5月31日以前に建築された木造住宅。

#### ■耐震診断費＝

**個人負担額…6,000円**

(1棟当たり6万円のうち、国・県・町が5万4,000円を補助します)

※個人負担額も、県建築住宅センターの助成制度を利用できる場合があります。詳しくは窓口までお問い合わせください。

#### ■耐震診断の実施＝

町が県木造住宅耐震診断士に依頼して耐震診断を行い、結果をお知らせします。

#### ■耐震診断の棟数＝20棟

※定数になり次第、締め切ります。

### 2. 耐震改修工事 ※耐震診断を行っていることが条件です。

耐震診断の評点が1.0未満(倒壊する可能性がある)のものを、耐震補強設計に基づき「1.0以上」(一応倒壊しない)とする改修工事が対象となります。

#### ■補助額＝

耐震診断の評点が1.0未満の場合は、改修工事費の5分の4以内で100万円を限度とします。

※耐震改修工事に取り組みやすくなるよう「代理受領制度」を導入しました。

- 「代理受領制度」のイメージ  
(耐震改修工事費用125万円するとき)



※消費税は申請者負担となります。

#### ■耐震改修などの棟数＝5棟程度

※予算に達し次第、締め切ります。



※お問い合わせは、

都市整備課 建築係 (2階 ③番窓口)

☎: 52-9065 (直通) をお願いします。



◆ **ブロック塀などの除却費用を補助します**  
(令和2年度までの2年間限定の事業です)

平成30年6月に大阪府で発生した最大震度6弱の大きな地震により、通学路沿いのブロック塀が崩れ、通学途中の小学生が犠牲になる痛ましい事故が発生しました。

こうした状況を受け、地震などで倒壊したブロック塀などが、人命に危険を及ぼしたり、緊急車両の通行を妨げたりすることを防ぐため、危険なブロック塀などの除却を促し、地震などによる災害を未然に防止することを目的に、除却に必要な費用の一部を助成します。

■ **対象となるブロック塀など＝**

- 小学校からおよそ500mの範囲にある道路に面したもの
- 歩道面からの高さが1.4m以上のもの
- ひび割れ、破損、変色・風化、塀の傾きや、ぐらつきのあるもの

※ブロック塀などとは？

→コンクリートブロック塀、石積塀、れんが塀など

■ **対象工事について＝**

ブロック塀などの撤去工事

(部分的な撤去の場合は、歩道面からの塀の高さ80cm以下とすること)

■ **補助額＝**

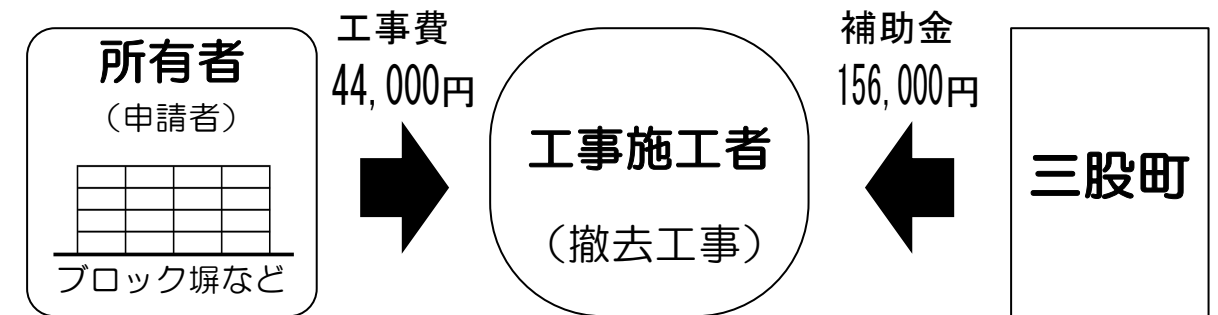
最大15万6,000円まで全額補助します。

※ただし①～④のうち、最も低い額が上限となります。

- ① 一つの敷地につき15万6,000円
- ② 撤去するブロック塀などの長さにつき1万2,000円/m
- ③ 撤去するブロック塀などの見付面積につき1万円/m<sup>2</sup>
- ④ 除却費用の見積額

※ブロック塀などの撤去工事に取り組みやすくなるよう「代理受領制度」を導入しました。

- 「代理受領制度」のイメージ  
(ブロック塀などの撤去工事費用 **20万円** のとき)



※消費税は申請者負担となります。

■ **ブロック塀などの除却の件数＝7件程度**

※定数になり次第、締め切ります。



※お問い合わせは、

都市整備課 建築係 (2階 ③番窓口)

☎ : 52-9065 (直通) をお願いします。

## ◆『建物の色』の調査を行います

町では、現在魅力ある景観資源を生かし、地域住民が主体となった魅力あるまちづくりを推進するため「景観まちづくり計画」を策定しています。計画策定に合わせて町内の現状を知るため、建物外壁や屋根などの色を調査します。

調査期間中は、調査業者が公共施設、住宅や店舗などの沿道の建物の色を道路から測ります。

安全面に注意しながら調査しますので、ご理解とご協力をお願いします。

### <調査概要>

期 間：7月29日(月)～8月30日(金)

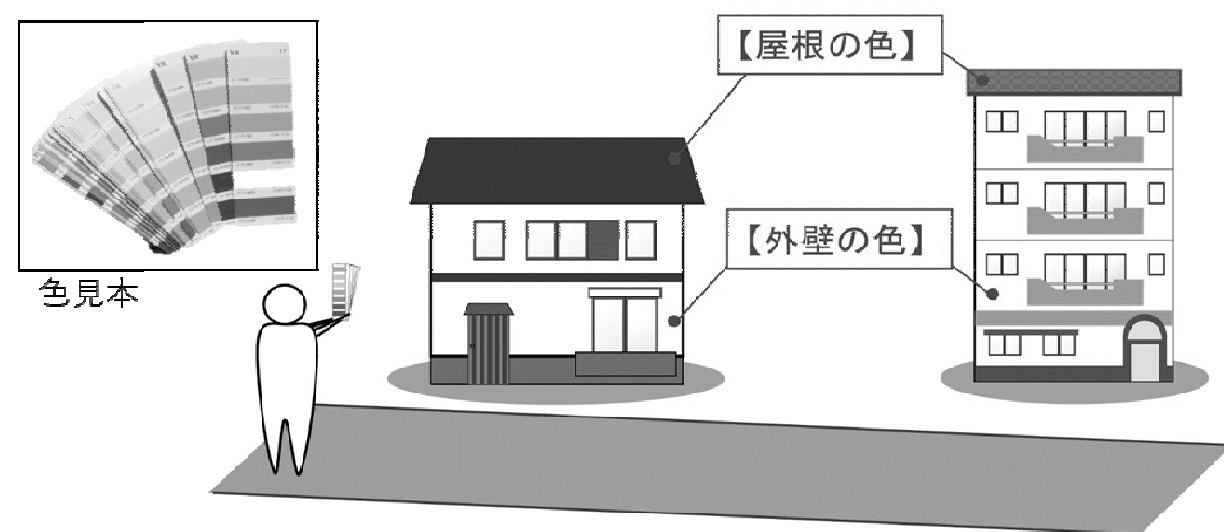
方 法：道路から見える範囲の建物について色見本と見比べながら、建物外壁や屋根の色を測ります。

※無許可で個人の敷地内へ立ち入ることはありません。

※調査記録用に建物の写真を撮影することがあります。撮影した建物の写真などは、許可無く公開することはありません。

調査業者：(株) ネットワークデザイン (担当) 工藤

※調査のときには、「身分証明書」を携帯しています。



※お問い合わせは、

都市整備課 都市計画係 (2階 ③番窓口)

☎：52-9067 (直通) をお願いします。

## ◆交通安全運転研修会を実施します

第8地区(東原、稗田) 第9地区(東植木、西植木)の住民を対象に交通安全研修会を実施します。

三股交番所長を講師に招き、最近の交通情勢やさまざまな交通事故の事例を説明していただきます。自動車を運転する私たちが普段から気をつけておくべきことが学べますので、運転免許証を持っている人は、ぜひ受講してください。たくさんの参加をお待ちしています。

期 日	時 間	場 所	対象地区
8月 4日(日)	午前10時～	第8地区分館	東原、稗田
8月10日(土)	午後7時～	第9地区分館	西植木、東植木

※受け付けは、開始30分前から行います。

### ■地域の安全のために、定期的に剪定を行いましょ

生垣や樹木がおい茂り、車道や歩道にはみ出している箇所が多く見られます。このような箇所は、道路の見通しを悪くしたり、車や歩行者が通行するときに支障となるだけでなく、交通事故につながる恐れもあります。

道路にはみ出した生垣や庭木などが原因で交通事故が発生した場合、所有者が賠償責任を負うことがありますので、定期的に剪定をしましょう。

### ■朝や夕方などの暗い時間帯に散歩をするときは、 事故防止のために反射材を着用しましょう

暗い時間帯の事故が増えています。

事故防止のために反射材を身に付けて出かけましょう。

※お問い合わせは、

都城地区交通安全協会 三股支部 事務局

総務課 危機管理係 (2階 ②番窓口)

☎：52-1110 (直通) をお願いします。



## ◆ 「2019エコロジーボランティア in みまた」の参加者を募集します

「エコロジーボランティア」とは、地域の環境美化から地球環境を考え、行動する人々のボランティア活動です。

今年で24回目になる「エコロジーボランティア in みまた」への関心も高まり、リサイクルも進んでいます。

しかし、毎年、放置自転車や粗大ごみのほか、河川敷ではマナーを守らない釣り人や利用者の後始末をしなければならないのが現状です。

ごみを無くし、きれいで住みよいまちにするために、今年も多くのボランティアの参加をよろしくお願いします。

また、地域でごみの気になる箇所がありましたらお知らせください。みんなでまちをきれいにしましょう。

■日時＝ 8月25日（日） 午前6時30分～9時

■集合場所＝ 元気の杜広場（町総合福祉センター敷地内）

■参加者＝ 団体（民主・福祉・ボランティア）、個人など

■申込締切＝ 8月2日（金）

■主催＝ 町社会福祉協議会・町ボランティア連絡協議会



※お申し込み・お問い合わせは、  
町社会福祉協議会 ☎：52-1246 をお願いします。

## ◆ 消費生活セミナーを開催します

町福祉・消費生活相談センターと都城市消費生活センターと共催で、次のとおり、消費生活に関するセミナーを開催します。

### ■日時・場所＝

日時	場所	テーマ	定員	申込期間
7月28日（日） 午前10時～正午	町総合福祉センター 「元気の杜」	老後の暮らしと お金	20人	予約が必要。 （各開催日の 1カ月前より 受付可）
8月25日（日） 午前10時～正午	祝吉地区公民館	相続と贈与につ いて	20人	
10月27日（日） 午前10時～正午	町総合福祉センター 「元気の杜」	民法改正 ～相続に関する ルール～	20人	
1月26日（日） 午前10時～正午	祝吉地区公民館	親子でお金を学 ぶ「自分の夢を 叶えるために」	20人	

### ■受講料＝

無料です。



※お問い合わせ・お申し込みは、

町福祉・消費生活相談センター ☎：52-0999

都城市消費生活センター ☎：23-7154

をお願いします。

## ◆ 家内労働（内職）情報をお知らせします

県の就職相談支援センター（家内労働相談窓口）では、家内労働の情報提供とあっせんを無料で行っています。

### ◎家内労働をお探しの人へ

ご希望の家内労働がありましたら、就職相談支援センターにお問い合わせください（ご希望の家内労働の募集がすでに終了している場合は、ご了承ください）。電話での相談も受け付けていますので、気軽にお問い合わせください。

※仕事によっては細かい作業もあるため、その他の求人条件が加わる場合があります。

令和元年7月1日現在

仕事の内容	委託地域	工賃
縫製後の糸切りまとめ作業 （ループ、まつり、ボタン付け、肩パット）	都城市と三股町など	4円～ （宮崎県婦人既製洋服製造最低工賃に準ずる）
干支の置物の絵付けなど	三股町、高原町 都城市内（要相談） 小林市内一部地域	1個 10円～50円
部品組み立て、部品外観検査 （キズ汚れなど）	三股町、都城市	1個 0.3円～1.8円
婦人服のホック付け、ボタン付け、しつけ縫い	三股町、都城市	30円～
自動車用ハーネスのサブ作り	A：三股町、都城市など B：三股町、都城市	A・Bともに 1本 4円～20円
大島紬織り	三股町、都城市など	1反2万円～4万5千円

### ◎事業所の人へ

家内労働に適したお仕事はありませんか？

内職者募集の際には、ぜひ「就職相談支援センター」をご利用ください。



※お問い合わせは、

都城就職相談支援センター 〒885-0024 都城市北原町24街区21号

県都城総合庁舎1階 都城県税・総務事務所内 ☎/ファクス：25-0300

相談日：月曜～金曜日（土曜・日曜・祝日は休み） 相談時間：午前9時～午後5時

詳しくは県庁の公式サイトをご覧ください。

宮崎 内職

検索

## 保健と福祉（一般）

### ◆ 国民健康保険被保険者証の切り替えを行います

現在使用中の国民健康保険被保険者証（以下「保険証」）は、7月31日（水）で有効期限が切れ、8月1日（木）以降は使用できなくなります。新しい保険証は7月下旬に郵送します。

古い保険証は、町民保健課 国保年金係（1階 ③番窓口）に返却するか、各自の責任で処分してください。

#### 【注意事項】

区分	保険証	手続きなど
保険税の滞納世帯	窓口で交付します。 （郵送はできません。）	7月下旬に、国保年金係（1階③番窓口）で切り替えを行います。詳しくは対象世帯へ文書で案内します。
町に住民票がない大学生・専門学校生など	保険証は個別に発行しませんので、世帯に送付された保険証を使ってください。	有効期限は令和2年3月31日です。4月初めに、あらためて手続きが必要になります。詳しくは世帯主へ文書で案内します。
厚生年金や各種共済組合などの年金を受けている65歳未満の人で①・②のどちらかに当てはまる人	① 年金加入期間が20年以上の人 ② 40歳以降の厚生年金などの年金加入期間が10年以上の人 ①・②のどちらかに当てはまる人は、退職者医療制度の保険証となります。	退職者医療制度は平成27年3月末に廃止されました。ただし、平成27年3月31日（26年度末）までにこの制度に該当した人は、65歳になるまでの間、退職者医療制度の資格が継続します。

※お問い合わせは、町民保健課 国保年金係（1階 ③番窓口）

☎：52-9631（直通）にお願いします。

◆ 国民健康保険限度額適用認定証などの申請と更新をお願いします

※「国民健康保険限度額適用認定証」とは入院時の療養などにかかる窓口負担が「限度額まで」となる黄色いカードです。  
 ※新しい限度額認定証の発行は8月1日（木）から行います。

国民健康保険加入者の方で、現在持っている「国民健康保険限度額適用認定証」は有効期限が7月31日となっております。入院予定の方は新しい限度額認定証が必要になりますので、国保年金係（役場1階③番窓口）で申請の手続きをしてください。

《注意》

- ◆ 限度額認定証の適用は、申請のあった日の属する月の初日からとなります。
- ◆ 保険税滞納世帯には交付できません。
- ◆ 古い限度額認定証は国保年金係（町役場1階③番窓口）へ返却するか、各自の責任において処分してください。

《申請に必要なもの》

- ◆ 国民健康保険被保険者証・印かん（認め印可）
- ◆ 世帯主や適用減額対象者（入院予定の人）のマイナンバーの分かるもの

■ 自己負担限度額

○70歳未満の国保加入者（月額）

区分	所得要件	世帯ごとの限度額（月額）	多数回※1	食事代（一食あたり）
ア	保険税課税所得が901万円超の世帯	25万2,600円＋（総医療費－84万2,000円）×1%	14万100円	460円
イ	保険税課税所得が600万円超901万円以下の住民税課税世帯	16万7,400円＋（総医療費－55万8,000円）×1%	9万3,000円	
ウ	保険税課税所得が210万円超600万円以下の住民税課税世帯	8万100円＋（総医療費－26万7,000円）×1%	4万4,400円	
エ	保険税課税所得が210万円以下の住民税課税世帯	5万7,600円	4万4,400円	
オ	住民税非課税世帯	3万5,400円	2万4,600円	210円※2

○70歳以上の国保加入者（月額）

適用区分		外来（個人ごと）	ひと月の上限額（世帯ごと）	食事代（一食あたり）
現役並み	Ⅲ 課税所得690万円以上	25万2,600円＋（医療費－84万2,000円）×1% 〈多数回14万100円 ※1〉		460円
	Ⅱ 課税所得380万円以上	16万7,400円＋（医療費－55万8,000円）×1% 〈多数回9万3,000円 ※1〉		
	Ⅰ 課税所得145万円以上	8万100円＋（医療費－26万7,000円）×1% 〈多数回4万4,400円 ※1〉		
一般	課税所得145万円未満	1万8,000円 年間上限 14万4,000円	5万7,600円 〈多数回4万4,400円 ※1〉	460円
低所得者	Ⅱ 住民税非課税世帯		2万4,600円	210円※2
	Ⅰ 住民税非課税世帯（年金収入80万円以下など）	8,000円	1万5,000円	100円

※1 過去12カ月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」となり、上限額が下がります。

※2 長期入院該当（過去1年間に90日以上入院）の場合再度申請していただきますと、翌月から1食あたりの食事代が160円になります。

◆ 現在、長期該当の方は8月中に申請しなければ非該当となりますのでご注意ください。

※お問い合わせは、町民保健課 国保年金係（1階 ③番窓口）  
 ☎：52-9631（直通）をお願いします。



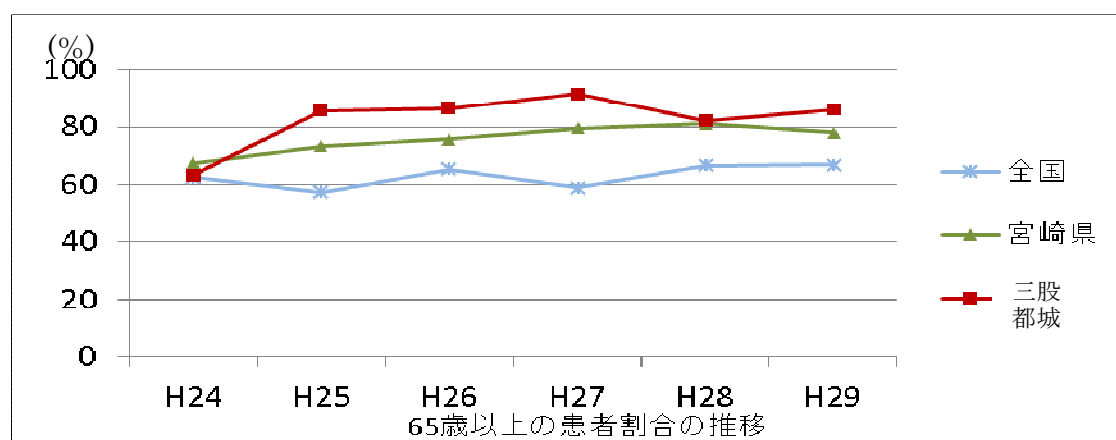
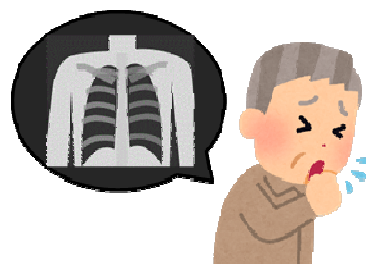
## ◆正しい理解こそが結核対策の第一歩です

結核は薬で治る病気となり、日本の結核患者は年々減少していますが、現在でも高齢者を中心に年間約2万人弱が結核を発病しています。2017年（H29）に日本国内で結核を発病した患者のうち、高齢者は67%を占めています。都城三股管内で2017年（H29）に結核を発病した人は22人であり、その86%が高齢者でした。

	全国	宮崎県	三股都城
H29 新登録結核患者数 (65歳以上の患者割合)	16,789人 (67%)	120人 (78%)	22人 (86%)

H29 新結核患者年齢別内訳

25～44歳	45～64歳	65～84歳	85歳以上
2人	1人	9人	10人



### ■結核は高齢者に多い感染症です

高齢者の多くは、日本で結核がまん延していた戦前から戦後の時代に結核菌に感染していると考えられます。加齢などにより体力が低下すると結核菌が活動し始め、発病すると周囲へ感染させる恐れがあります。そのため、高齢者は結核を発病するリスクが高く、特に80歳以上では全年齢層平均と比べて約5倍の人が発病しています。

さらに、高齢者の結核は、結核特有の呼吸器症状（せき・たん）がみられない場合が多いことが特徴です。発病に気づかないうちに、重症化したり周囲へうつしてしまう恐れがあります。

### ■結核の早期発見のために胸部レントゲン検査を受けましょう

結核を早く発見することは、重症化を防ぐためだけでなく、大切な家族や友人へうつさないために重要です。

結核の発病は胸部レントゲン検査で調べることができます。65歳以上の人は、年1回の定期健康診断の受診が義務づけられています（感染症法第53条の3）。自分自身の健康、また、身近な人を守るためにも定期健康診断を受け、結核の早期発見に努めましょう。

※お問い合わせは、都城保健所

☎：23-4504 にお願ひします。

## ◆被爆二世健康診断を実施します

県では、両親のどちらかに原爆の被爆経験がある人を対象に、健康診断を実施します。受診料は無料ですので、希望する人は、県庁 健康増進課までお申し込みください。

■対象者 = 両親のどちらかが被爆者健康手帳を持っている（いた）人  
※ただし、胎児被爆者は対象となりません。

■申込期間 = 8月1日（木）～8月30日（金）

■健診期間 = 9月中旬～令和2年3月6日（金）

※日程の詳細は、受診希望者に通知します。

■実施機関 = 都城市郡医師会病院、県立宮崎病院、県立日南病院、串間市民病院、小林市立病院、国立病院機構宮崎病院、済生会日向病院、県立延岡病院、高千穂町国民健康保険病院、仁和会竹内病院、宮崎生協病院

■申込方法 = 県庁公式サイトに掲載する指定様式または任意の様式に必要事項を記入し、封書でお申し込みください。

### 《必要事項》

①受診希望者の氏名（フリガナ）、性別、生年月日、住所、電話番号、過去の受診歴（受診した年度と結果）、希望する医療機関名、多発性骨髄腫検査の希望の有無

②親の氏名（フリガナ）、住所、電話番号、被爆者健康手帳の番号

■申込期限 = 8月30日（金）※必着

■申込先 = 〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号  
県福祉保健部 健康増進課 疾病対策担当

※既存検査項目を受けずに、多発性骨髄腫検査だけを受診することはできません。また、県立日南病院では多発性骨髄腫検査を行っていません。

※受診料は無料ですが、各医療機関への交通費は自己負担となります。

※お問い合わせは、

県庁 健康増進課 疾病対策担当

☎：0985-26-7079 にお願ひします。

## ◆「福祉の仕事就職面接・相談会」を開催します

福祉関係への就職を目指す人を対象に「福祉の仕事就職面接・相談会」を開催します。障害施設、高齢者施設や病院など、県内の70事業所が参加予定です。

事前申し込みや参加費は不要ですので、来年卒業予定の学生や資格をお持ちでない人でも、福祉の仕事に興味のある人は気軽にご相談ください。

■日 時 = 8月24日（土）午後1時から

■場 所 = 宮崎観光ホテル 東館3階 光耀

■主 催 = ハローワーク宮崎、県福祉人材センター



※お問い合わせは、  
宮崎公共職業安定所 職業紹介第一部門  
☎：0985-23-2245 にお願ひします。

## ◆80歳以上の人に敬老祝い金を支給します

8月下旬～9月初旬にかけて、次の年齢の皆さんを対象に敬老祝い金を支給します。

支給年齢	祝金年額
満80歳（※1）	5,000円
満85歳（※2）	5,000円
満88歳（米寿）	1万円
満90歳（卒寿）	1万円
満95歳	1万円
満99歳（白寿）	1万円
満100歳以上	2万円
最高齢	3万円



対象年齢は平成30年7月2日～令和元年7月1日までの期間の満年齢です。

※基準日：7月1日

### 【参考】

- （※1） 満80歳の対象者  
昭和13年7月2日～昭和14年7月1日が誕生日の人
- （※2） 満85歳の対象者  
昭和8年7月2日～昭和9年7月1日が誕生日の人

※お問い合わせは、  
高齢者支援課 介護高齢者係（1階 ⑦番窓口）  
☎：52-9062（直通）にお願ひします。

## 保健と福祉（高齢者）

### ◆介護未経験者向け基礎講座の受講者を募集します

当講座は、本校が宮崎県より委託を受けて実施するものです。  
介護未経験の人が、介護に関する基本的な知識を身につけるとともに、介護の業務に携わる上で知っておくべき基本的な技術を学ぶことができます。  
介護の仕事や技術について知りたい人は、この機会にご応募ください。

#### ■対象者＝・介護未経験の人

- ・企業などで定年退職を予定している人
- ・中高年の人
- ・子育てが一段落した人
- ・地域住民
- ・学生

※現に介護の仕事に従事している人は対象外です。

#### ■場 所＝都城コアカレッジ(都城市吉尾町77番8)

#### ■申込締切＝8月7日(水)まで

#### ■定 員＝30人

※応募者多数の場合は、定員に達した時点で募集を終了します。



■申込方法＝申込書に必要事項をご記入のうえ、持参、ファクス、郵送のいずれかの方法でお申し込みください。申込書は、都城コアカレッジ、または町役場福祉課の窓口にあります。

#### ■講座日時＝

8月開講	時間	内 容
8月20日 (火)	午前9時20分～ 9時50分	オリエンテーション
	午前10時～ 11時30分	介護に関する基礎知識
	午後0時20分～ 2時30分	障がいの理解
	午後2時40分～ 4時10分	介護の基本
8月21日 (水)	午前9時～ 午後0時10分	基本的な介護の方法
	午後1時～ 4時10分	
8月27日 (火)	午前9時～ 午後0時10分	認知症の理解
	午後1時～ 2時	
	午後2時10分～ 4時10分	介護における安全確保
8月28日 (水)	午前9時～ 午後0時10分	基本的な介護の方法
	午後1時～ 2時00分	
	午後2時10分～ 4時10分	終了式

※お問い合わせは、

学校法人都城コア学園 都城コアカレッジ

☎：38-4811、ファクス38-4810、にお願いします。

都城コアカレッジ公式サイトは、<http://mcc.core.ac.jp> です。

※来校や電話でのお問い合わせ・お申し込みは、平日の午前9時～午後5時まで



## ◆「いきいき健康教室」を開催します

「健診結果の見方が分からない」「気になる数値があるけど、どうしたらいいの?」「いつまでも元気な足腰でいるために今からできる運動はないの?」など、悩みや疑問はありませんか?

そんな人にぜひ参加していただきたい教室です。

※健康診査をまだ受診していない人も参加できます。

※お住まいの地区以外の会場の教室でも参加できます。

### ■日程表＝

地区	会場	開催日	
3地区	3地区分館	7月18日	木
6地区	6地区分館	7月26日	金
7地区	7地区分館	8月5日	月
2地区	町健康管理センター	8月8日	木
5地区	5地区分館	9月30日	月
4地区	4地区分館	10月4日	金
8地区	8地区分館	10月8日	火
9地区	9地区分館	10月15日	火
1地区	町健康管理センター	10月24日	木
全地域	町健康管理センター	12月16日	月

■対象者 ＝ 75歳以上の人（後期高齢医療の被保険者）

■時間 ＝ 午後1時～1時30分（受付、健診結果渡し）  
午後1時30分～3時（健康教室90分間）

■費用 ＝ 無料

■内容 ＝ 健康診査の必要性と健診結果の説明、栄養指導・運動指導

■準備 ＝ ①筆記用具

する物 ②水分補給用の飲み物

③動きやすい服装・室内シューズ

※病院で受けた人、お住まいの地区以外で参加を希望する人で、健診結果表が届いている人は、お持ちください。

※お問い合わせは、

町民保健課 国保年金係 後期高齢者医療担当（1階 ③番窓口）

☎：52-9632（直通）をお願いします。

## 農林畜産業関連

### ◆ 畜産農家の皆さんへ



## 毎月10日・20日・30日は 「町内一斉消毒の日」です

日本に近い韓国で口蹄疫の発生が続いています。また昨年9月に岐阜県の養豚場で「豚コレラ」が発生し、現在も国内で疑似患畜の確認が次々に報告されています。伝染病に対する防疫意識を高め、ウイルスの侵入防止対策の再徹底による農場防疫の強化をお願いします。

### 「今一度、発生予防対策の徹底と

### 畜産農家相互の注意喚起をお願いします！」

### 《次のことを守りましょう》

#### ①長靴の履き替え

農場用と外出用の長靴を履き替えることで、付着したウイルスの侵入を防ぎましょう。

#### ②踏み込み消毒槽の設置と点検

踏み込み消毒槽は必ず設置し、消毒薬が汚れたら取り替えましょう。

#### ③農場訪問者の記録と立ち入り規制

農場内への部外者の立ち入りを禁止するほか、畜産関係者や飼料運搬車など、農場に立ち入る人や車がいつ来たかを記録し、保存しておきましょう。

#### ④早期発見・早期通報

家畜に異常が発生したら、すぐに獣医師または都城家畜保健衛生所（☎：62-5151）に連絡しましょう。

※消毒薬・農場訪問記録用紙は、畜産振興係で配布しています。

農業振興課（役場3階 ③番窓口）までお越しくください。

※お問い合わせは、農業振興課 畜産振興係（3階 ③番窓口）

☎：52-9088（直通）をお願いします。

◆ 8月の農業用廃プラスチック処理業務内容をお知らせします

☆ 8月の農業用廃プラスチックの処理業務を次のとおり実施します。

日 時	<p><b>回収日 8月7日（第1水曜日） 8月21日（第3水曜日）</b>  <b>《午後1時30分～3時》</b></p> <p>★雨天時は中止になる場合があります。当日の実施が不明な天候の場合は、お問い合わせください。  <b>★回収日以外は受け入れできませんのでご注意ください。</b></p>
場 所	町最終処分場（クリーンヒルみまた）
搬入方法	<p>土・くずなど異物を取り除き、<b>種類別・色別に分別</b>して10～15kg程度にひもなどで縛って搬入してください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p><b>注意</b> サイレージの「ラッピングフィルム」と「ネット」は、種類が異なるため、分別して処理してください。</p> </div> <p>※分別については、次のページの表を確認してください。</p>
注意事項	<p>★処理料金は<b>現金支払い</b>です。          ★<b>印かん（認め印可）</b>をお持ちください。          ★<b>処分場内は徐行運転で走行</b>してください。          ★町では、表の日時・場所のみで処分できます。          本町以外で実施している回収場所に、町内の農業者が廃プラスチックを持っていくことはできません。          ★農業用廃プラスチック以外の農業用廃棄物（ビン類、電球、布類、紙類、金属、金属の付属したもの、発泡スチロールなど）は、回収できません。          産業廃棄物処理業者で適正に処分してください。</p>

**農業用廃プラスチックは、「焼かない 捨てない リサイクル」**

使用済みの農業用廃プラスチックは、「産業廃棄物」であるため、排出業者（農業経営者）が自己の責任で適正に処理するよう義務付けられています。

不法焼却や不法投棄をすると、5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金が科せられます。

また、被覆資材や収穫後の使用済み農業用廃プラスチックなどは、強風時に飛散させないように注意しましょう。

■ 農業用使用済みプラスチックの分別方法＝

① 農ビ（農業用ビニール）フィルム 〈処理料金… 1kgあたり6円〉

種 類	注 意 点
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>農ビ</b>マーク入りのもの</li> <li>・ 透明の農ビ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10～15kgのつづら折りにする。</li> <li>・ 梱包ひもは同一素材でしぼる。</li> <li>・ 農ビ以外のものを混入しない。</li> <li>・ 糸入りのもの、劣化品、ひもが通してあるものは、「③その他」で回収します。</li> </ul>

② ポリ（PO） 〈処理料金… 1kgあたり23円〉

種 類	注 意 点
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 軟質ポリ</li> <li>・ ポリ系フィルム</li> <li>・ 不織布、灌水チューブ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 長さ1mくらい、重さ10～15kg程度に梱包する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ビニールシート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金具は外す。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 肥料袋</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 何枚か重ねて、ひもで縛る。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鉢、トレイ、コンテナ、育苗箱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重ねて梱包する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ポリ容器</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 洗浄し、乾燥させる。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ポリタンク</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 200以上のタンクは破砕して搬入する。</li> </ul>

③ その他 〈処理料金… 1kgあたり41円〉

種 類	注 意 点
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 塩ビ（塩化ビニル）パイプ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 長さ2m以内に切断し、ひもで縛る。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 塩ビパイプ以外のもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農薬袋（アルミパック）、ビニールホース、サニーホース、マイカー線、ラミネート袋、ネット、パッカー（金具は外す）など、「①農ビフィルム」「②ポリ」以外の農業用廃プラスチック</li> </ul>

※お問い合わせは、農業振興課 農政企画係（3階 ③番窓口）

☎：52-9086（直通）にお願いします。



## ◆サトイモ疫病対策にご協力ください

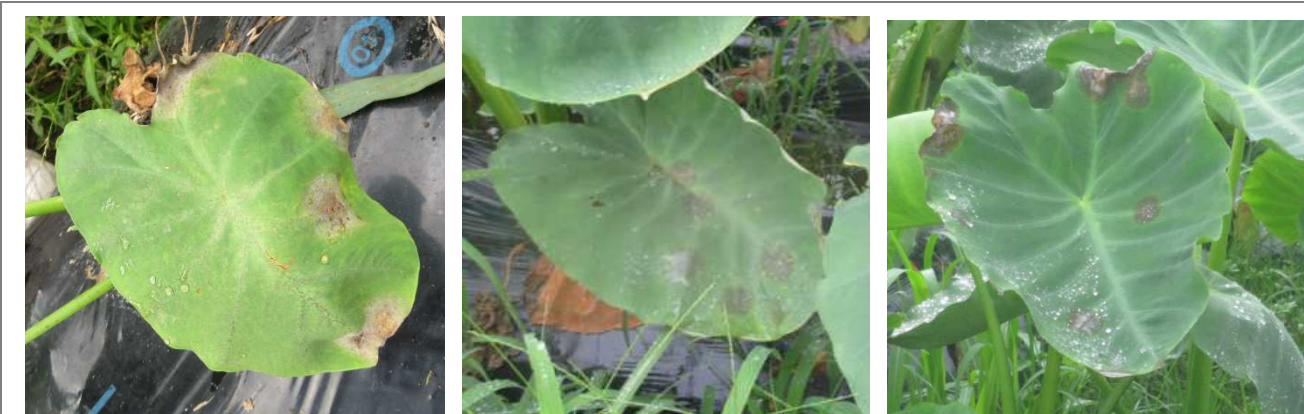
6月28日、県内他地域でサトイモ疫病の発生が確認されました。  
発生が確認された場合は、「アミスター20フロアブルの散布」をお願いします。  
病徴が進行しているときは1週間の間隔で2回散布してください。  
なお、ご自身のほ場で発生が確認されるまでは、「ジーファイン水和剤」の予防散布を継続してください。  
※ アミスター20フロアブルは使用回数が3回までに限られていますので、散布回数にご注意ください。  
※ まん延防止には、継続した防除が必要です。

### ■重要な取り組み事項と内容＝

	重要な取り組み事項	内容
①	排水対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排水がよい「ほ場」の選定</li> <li>・有機物施用などによる排水性の高い土づくり</li> <li>・深耕の実施</li> <li>・排水路（明渠、暗渠）の確保</li> </ul>
②	適正施肥による栄養改善対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌診断結果に基づく適正施肥（元肥・追肥）</li> <li>・亜リン酸資材の施用</li> </ul>
③	薬剤防除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的な薬剤予防散布（ジーファイン水和剤）</li> <li>・発生初期の治療剤散布（アミスター20フロアブル）</li> <li>・種芋消毒（ベンレートT水和剤20、トップジンM水和剤）</li> </ul>
④	残さの適正な処分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収穫後、ロータリーを数回かける</li> <li>・残さ分解資材投入</li> </ul>

**農薬は、株元までしっかり散布しましょう！**

### <疫病の病斑>



○強日射や高温時に農薬を散布すると、薬害が発生することがありますのでご注意ください。  
○薬剤を散布する前に、ボトルなど裏面ラベルの内容を確認しましょう。

疑わしい株を見つけたら、北諸県農業改良普及センター（☎38-1554）、農業振興課農政企画係（52-1111）、JA 都城（☎38-6691）のいずれかへご連絡ください

## ◆サトイモ疫病対策に係る支援事業を行います

6月28日、県内他地域でサトイモ疫病の発生が確認されました。疫病のまん延を防ぐため、今一度、自分のほ場をご確認いただき、農薬散布など万全の対策をお願いします。

県と町農業振興対策協議会は、本年度もサトイモ疫病対策の支援事業を実施します。内容は、サトイモ疫病に効果が期待される農薬などの購入、散布実績や、農薬などの購入に対して補助を行うというものです。

補助金を希望する人は、11月29日（金）までに、町農業振興対策協議会事務局（町農業振興課）までに申請書などの提出をお願いします。

■補助対象農薬など＝（平成31年1月以降に購入した次の資材で、平成31年（令和元年）作付のサトイモ疫病防除に使用するものに限ります。

- ① ジーファイン水和剤（予防剤）※申請には、必ず購入・散布が条件です。
- ② アミスター20フロアブル（発生初期の治療剤）※同一「ほ場」に最大3回まで散布。
- ③ スカッシュ（展着剤）
- ④ 亜リン酸資材
- ⑤ 残さ分解資材
- ⑥ ベンレートT水和剤20・トップジンM水和剤（種芋消毒用）

■申請期限＝11月29日（金）まで

■助成内容＝

補助対象経費は10㎡当たり1万8,000円（税抜き額）を上限とし、県から対象経費の6分の1以内、町農業振興対策協議会から同じく6分の1以内の金額を上限に補助します。

■申請に必要なもの＝

- ・申請書（様式第1号）
- ・サトイモ疫病対策チェックリスト（様式第2号）
- ・農薬などの購入伝票（領収済みであることが確認できるもの）または領収証（レシート可）の写し
- ・補助金入金用の預金通帳

※ サトイモを栽培している人で、町農業振興対策協議会事務局が把握している人に対して、7月初旬に申請書などを郵送しています。なお、案内が届かない人や詳しく知りたい人は、事務局までご連絡ください。

※お問い合わせは、

町農業振興対策協議会事務局  
農業振興課 農政企画係（3階 ③番窓口）  
☎：52-9086（直通） お願いします。



## ◆「殿岡生活改善センター」をご利用ください

友人やご家族と一緒に安心・安全な手づくり加工食品を作ってみませんか？

殿岡生活改善センターには、農畜産物などの加工を行うための機械や、食品保存のための真空包装機が設置してあり、手作りのみそ、めんつゆや郷土菓子などを作ることができます。また、施設内には大会議室や和室も整備してあり、研修会や勉強会などでも利用できます。

### 【作ることができる加工食品の例】

- ・みそ ・めんつゆ ・すしの具 ・ドライカレー ・麻婆の素
- ・ふくれ菓子 ・かるかん ・たけのこ真空包装 など

※機械の使い方は施設指導員が教えますので、安心してご利用ください。

■利用時間 = 午前8時30分～正午、午後1時～4時30分（後片付け・事務処理時間を含む）

■休館日 = 土曜・日曜、祝日、年末年始

※機械点検などのため、使用できない日があります。

詳しくは、殿岡生活改善センターにお問い合わせください。

### ●料金表

調理実習 及び 農産物加工室	みそ加工	1回	1グループ	1万3,100円	・みそ加工には、 一般的に2日間 必要です。 また、前日からの 準備が必要なた め、休日明けの利 用はできません。
	みそ加工+その他	1回	1グループ	1万4,100円	
	その他の加工	午前	1人	600円	
		午後	1人	600円	
		終日	1人	1,000円	
午前+ 午後					
大会議室と和室	午前	1グループ	540円		
	午後	1グループ	540円		
	夜間	1グループ	540円		

### ●加工室を利用するときの注意事項

- ① 準備の都合がありますので、必ず1週間前までに予約をしてください。  
(ただし、当日空きがある場合は当日申請でも利用できる場合があります)
- ② 材料は、利用者が購入し、準備してきてください。  
(準備するものや購入先が分からない人はお問い合わせください)
- ③ みそ加工は6人以上、めんつゆ作りは4人以上のグループで利用してください。
- ④ 殿岡生活改善センターで加工したものは販売できません。

※お問い合わせは、

殿岡生活改善センター ☎：52-7234

農業振興課 農政企画係（3階 ③番窓口）☎：52-9086

をお願いします。

## ◆休耕田での加工用米と新規需要米（WCS用稲など）の肥培管理をお願いします

休耕田において加工用米、WCS用稲などの水を使う転作作物を作付けするときは、次の点に注意して適切な管理に努めてください。

- ① 水は、水稻区域を優先することに協力してください。
- ② 周囲の田(野菜、飼料作物など)に水が流れてトラブルにならないように、水の管理に十分注意してください。
- ③ 周囲に分かるよう事前に配布した看板(立札)を設置してください。
- ④ 水門などの開閉を個人で行わないでください。
- ⑤ 収穫まで適切な肥培管理(あぜの雑草、草取りなど)を行ってください。

※お問い合わせは、

農業振興課 農政企画係（3階 ③番窓口）

☎：52-9086（直通）をお願いします。

相 談

◆「人権相談」を実施します

いじめや虐待などの「人権相談」だけでなく、家庭内の問題（夫婦・親子・離婚・扶養・相続）、近隣トラブルや金銭貸借、借地借家、登記などの「悩み事相談」にも応じています。予約は不要ですので、気軽にご相談ください。

※相談は無料です。

■特設人権相談

期 日	8月1日（木）
時 間	午前10時～午後3時
場 所	J R 三股駅多目的ホール「M★ういんぐ」
相 談 員	<small>ばば しんご</small> 馬場 真吾、 <small>たけのした ようこ</small> 竹之下 洋子 <u>※相談員は、変更になる場合があります</u>

■常設人権相談

日 時	平日の午前8時30分～午後5時15分
場 所	宮崎地方法務局都城支局 (都城合同庁舎5階相談室)
相 談 員	人権擁護委員・法務局職員

※お問い合わせは、

- ・特設人権相談： 総務課 行政係（2階 ②番窓口）  
☎：52-1112（直通）
- ・常設人権相談：宮崎地方法務局都城支局  
☎：22-0490 にお願ひします。

◆「行政相談」を実施します

行政相談は、国の行政全般について皆さんの意見、要望や苦情を聴いて、公正・中立の立場から関係行政機関などに必要なあっせんを行っています。また、その解決や実現を目指すとともに、皆さんの声を行政の制度・運営の改善に生かしています。国の仕事、その手続きやサービスで困っていることはありませんか？...

相談は無料、予約なしで気軽に利用できます。相談者の秘密は、固く守りますので、気軽にご相談ください。

期 日	8月5日（月）	8月19日（月）
相談委員	<small>くす めぎ かずあき</small> 久寿米木 和明	<small>にしどめ ふみお</small> 西留 丈夫
時 間	午前10時～正午	
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」	

※相談委員は、変更になる場合があります



※お問い合わせは、総務課 行政係（2階 ②番窓口）

☎：52-1112（直通）にお願ひします。

◆ 町福祉・消費生活相談センター  
「消費生活無料法律相談」を実施します

町福祉・消費生活相談センターと都城市消費生活センターでは、次の日程で弁護士による「消費生活無料法律相談」を計画しています。町内に住む人が都城市で相談を受けることもできます。お困りのことがありましたら、ぜひご利用ください。

期 日	(三股町) 8月8日(木) (都城市) 8月23日(金)
時 間	(三股町) 午後1時30分～4時30分 (都城市) 午後1時～4時
場 所	(三股町) 町福祉・消費生活相談センター (都城市) 消費生活センター(都城市役所本館2階)
内 容	消費生活上のもめ事や多重債務などの法的な問題について、弁護士が考え方や解決方法などを助言します。 ※個人の秘密は固く守られます。
申込方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談内容を把握するため、必ず開催日の前々日までに<u>事前相談、事前予約が必要</u>です。</li> <li>消費者生活に関する法律相談です(個人間のトラブル、<u>相続、事業者からの相談などは対象外</u>)。</li> <li>日程は変更になる場合があります。</li> <li>相談の詳細は、気軽にお問い合わせください。</li> </ul>

※お申し込み・お問い合わせは、  
町福祉・消費生活相談センター ☎：52-0999  
都城市消費生活センター ☎：23-7154  
をお願いします。

◆ 「無料法律相談」を実施します

町社会福祉協議会では、毎月第3火曜日に「法律相談」を実施しています。

期 日	8月20日(火)
時 間	午後1時30分～4時30分
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
内 容	土地・建物・登記・遺言・結婚・離婚・金銭面でのもめごとなど、法律上のさまざまな相談・悩みごとに対して、司法書士が適切に回答しますので、気軽にご相談ください。 ※秘密は固く守られます。
申し込み方法	相談は <u>予約制</u> です。人数に制限がありますので、相談希望者は電話か窓口で直接お申し込みください。

※お申し込み・お問い合わせは、町社会福祉協議会  
☎：52-1246 をお願いします。

◆ 「ふれあい福祉相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上のさまざまな問題について相談を受け付けています。

また、電話での相談も行いますので、気軽にご相談ください。

相談日： 毎週月曜・水曜・金曜日  
時 間： 午前9時～午後5時  
場 所： 町総合福祉センター「元気の杜」

※お問い合わせは、  
町社会福祉協議会 ☎：52-1246 をお願いします。